

指導監査等の実施結果一覧（江別市所管法人分）

（令和7年4月24日現在）

社会福祉法人	指導監査の実施状況等				
	監査 種類	監査 実施日	文書指摘 の有無	文書指摘の要旨	改善状況
長井学園	一般	R6.8.28	有	・役員の一斉改選後、新理事長選任のための理事会の招集について、招集権を有さない者が招集しているため、適正な手続きにより行うこと。 ・法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項であり、法人が既存の種類の実業を廃止する場合には、適切に定款を変更すること。	改善見込み
誠染保育園	一般	R5.11.8	有	・当該法人の役員と特殊関係にある者が選任されているので、評議員になることができる者を適切に選任すること。 ・評議員会を招集する際は、評議員会の日時、場所、議案の概要等を理事会の決議により定めること。 ・評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、適正に記録の作成、保存を行うこと。 ・役員の一斉改選を決議する定時評議員会と同日開催される理事会の招集について、招集権を有さない者が招集しているため、適正な手続きにより行うこと。 ・理事会の決議の省略を行う場合は、法令及び定款の定めに従って適正に行うこと。	改善済
江別市社会福祉協議会	一般	R4.12.20	無		
北海道友愛福祉会	一般	R5.1.31	無		
江別わかば福祉会	一般	R6.10.31	有	・理事会の決議を経ずに評議員会の決議の省略を行っているため、適正な手続きにより行うこと。 ・役員の一斉改選後、新理事長選任のための理事会の招集について、招集権を有さない者が招集しているため、適正な手続きにより行うこと。 ・決議について特別な利害関係を有する評議員及び理事がいないことを、決議を行う前に法人において確認していないため、適切な手続きにより確認を行うこと。	改善見込み
江別昭光福祉会	一般	R5.3.22	有	・評議員会を招集する際は、評議員会の日時、場所、議案の概要等を理事会の決議により定めること。 ・監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。	改善済
知進会	一般	R6.10.2	有	・理事会の決議を経ずに評議員会の決議の省略を行っているため、適正な手続きにより行うこと。 ・役員の一斉改選後、新理事長選任のための理事会の招集について、招集権を有さない者が招集しているため、適正な手続きにより行うこと。 ・備品購入に係る契約において、2社以上の業者から見積書の徴収が必要となところ、見積書を徴収せずに特定の1社と随意契約しているため、適正な手続きにより行うこと。	改善見込み
すばる	一般	R6.2.6	有	・理事会の決議に基づき評議員会を招集する場合、評議員会の日の1週間(中7日間)前までに、評議員に対して招集通知を発出すること。 ・評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、適正に記録の作成、保存を行うこと。 ・理事会の招集手続きを経ずに開催した理事会があるため、適正な手続きにより行うこと。 ・理事長及び業務執行理事の職務執行状況について、定款の規定どおりに理事会へ報告されていないことから、是正すること。 ・賞与引当金を計上していないことについて、法人にて賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している資料等が作成されていないことから、検討内容を記録として整備するなど適正に処理すること。 ・附属明細書について、計算書類の金額と一致していないことから、是正すること。 ・資産の総額に変更がある場合は、法令の定めに従い変更登記を行うこと。 ・契約金額が、経理規程により契約書の作成を省略できると定められた額を超えているにもかかわらず、契約書が作成されていないことから、適正な手続きにより行うこと。	改善見込み
北観会	一般	R7.2.18	有	・理事長等の専決事項の範囲を越えた委託契約については、理事会の決議により決定すること。 また、契約の性質や目的等が競争入札に適さないことから見積書を徴収せず随意契約とする場合、特定の1社と随意契約に至った経緯について、契約の透明性が確保されるよう記録として残すことが望ましい。	改善見込み
えべつ幸誠会	一般	R6.12.3	有	・招集通知の省略により招集された令和5年6月20日開催の新理事長選任のための理事会において、招集通知を省略することについての理事及び監事の同意を証する書類等が確認できないことから、適切な方法により、理事及び監事の同意の取得・保存を行うこと。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準の改定（支払方法及び支払時期の記載）において、評議員会の承認を受けていないことから、適正な手続きにより行うこと。	改善見込み
英寿会	一般	R7.1.23	有	・特定の評議員について、評議員会の欠席が続いていることから、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていると考えられるので、是正すること。 ・評議員会を招集する際は、招集通知に評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）を記載すること。 ・評議員会に出席しない評議員の書面による議決権の行使（議長への権限委任）は無効であり、結果として決議に必要な評議員の数を満たさず評議員会が開催されていたことから、評議員会の開催及び決議について適正に行うこと。 ・評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、適正に記録の作成、保存を行うこと。 ・決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を作成し、所轄庁に提出すること。 また、提出に当たっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けること。 ・理事の選任における就任の承諾の有無については、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行うこと。なお、選任された者に対する委嘱状による委嘱は必ず必要とされるものではないが、法人において、委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。 ・理事会の招集において招集通知を省略する場合は、同意書の提出、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくこと。 ・理事長及び業務執行理事の理事会への職務執行状況報告は、定款の定めに従い、適正に行うこと。 ・評議員会、理事会への出席等に対する費用弁償として、理事・監事・評議員へ交通費実費相当額を超えて支給する場合は、報酬に含まれることから、無報酬と定める定款との整合性を図るよう、定款の変更や費用弁償規程の改正、報酬規程の策定等、実態に応じて適切に対応すること。 ・資金収支予算書の作成に関する手続きは、定款の定めに従い、適正に行うこと。 ・契約事務については、入札通知（社会福祉法人の入札契約等の取扱いについて1(4)）及び経理規程の定めに従い、適正に行うこと。	改善見込み
ふきのとう	一般	R4.11.2	無		